

# 一宮市データ連携基盤導入業務 仕様書

2024 年 7 月  
愛知県一宮市

## 【目 次】

|     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 第1章 | 概要                                    | 2 |
| 1.  | 業務名                                   | 2 |
| 2.  | 目的                                    | 2 |
| 3.  | 適用業務のシステム範囲                           | 2 |
| 4.  | 契約                                    | 2 |
| 5.  | 支払条件                                  | 2 |
| 6.  | 稼働時期                                  | 2 |
| 7.  | 前提条件                                  | 3 |
| (1) | 全体機能構成                                | 3 |
| (2) | システム基本方針                              | 3 |
| (3) | クラウド運用保守要件                            | 4 |
| (4) | セキュリティ要件                              | 4 |
| (5) | 作業体制                                  | 5 |
| 8.  | 業務内容                                  | 5 |
| (1) | 市民ポータルサイト及び共通 ID 発行を含むプラットフォームサービスの構築 | 5 |
| (2) | マイナンバーカードのデジタル認証・署名アプリとの連携            | 5 |
| (3) | 外部サービスとの ID 連携・データ連携                  | 5 |
| 9.  | 個人情報等の保護                              | 5 |
| 10. | 納入成果物                                 | 5 |
| (1) | プロジェクトに関する報告物                         | 5 |
| (2) | その他                                   | 6 |
| 11. | 留意事項                                  | 6 |
| 12. | その他                                   | 6 |
| 第2章 | システム要件                                | 7 |
| 1.  | データ連携基盤構築                             | 7 |
| (1) | データ連携基盤の設計・構築                         | 7 |
| 2.  | 市民ポータルサイトの構築                          | 8 |
| (1) | 市民ポータルサイトの構築                          | 8 |
| (2) | 市民ポータルサイトアプリの構築                       | 8 |
| 3.  | その他                                   | 9 |

## 第1章 概要

### 1. 業務名

一宮市データ連携基盤導入業務

### 2. 目的

地域の DX (デジタルトランスフォーメーション) を推進するために、データ連携基盤を導入し、個々の行政サービスが持つ様々なデータを横断的に収集、連携を行い、また、既に発足済の産学官連携のコンソーシアムを活用し、データ連携基盤と接続する行政サービスの検討・実装を進めることで、市民の Well-Being 向上を目指し、市民がずっと住み続けたいと思う持続可能なまちを実現することを目的とする。

また、現状は、行政サービスの不連続性や、各種アプリの ID やパスワードの乱立など、ユーザインタフェースにおけるデメリットが課題として顕在化している。この課題を解決するために API を公開、接続することにより、データ連携基盤をアプリケーションのプラットフォームとして機能させ、また、市が展開するサービス、アプリを共通 ID・パスワードですべて使用することができるようになる。さらに、各アプリで取得するデータアセットと、既存のオープンデータ等を連携することで、データの付加価値をあげることが可能となる。

### 3. 適用業務のシステム範囲

ア. データ連携基盤の構築

イ. 市民ポータルサイトの構築

### 4. 契約

契約締結日から 2025 年 2 月 28 日まで

※2025 年 3 月以降の利用等に関する契約に関しては別途受託者と契約する。

### 5. 支払条件

受託者は本業務完了後、契約期間満了日（2 月 28 日）までに業務完了の報告を行うこと。提出された報告において市は 2 月 28 日までに確認し結果を通知するものとする。報告を合格した場合に限り、支払いの請求を行うことができる。ただし請求書は 3 月 7 日までに提出すること。市は請求を受理した日から 30 日以内に一括で支払いを行うものとする。

### 6. 稼働時期

稼働時期に関してはそれぞれの業務において以下のとおりとする。

ア. データ連携基盤の構築

契約日の翌日から 2025 年 2 月 2 日までに構築を完了し公開（利用可能）すること。

イ. 市民ポータルサイトの構築

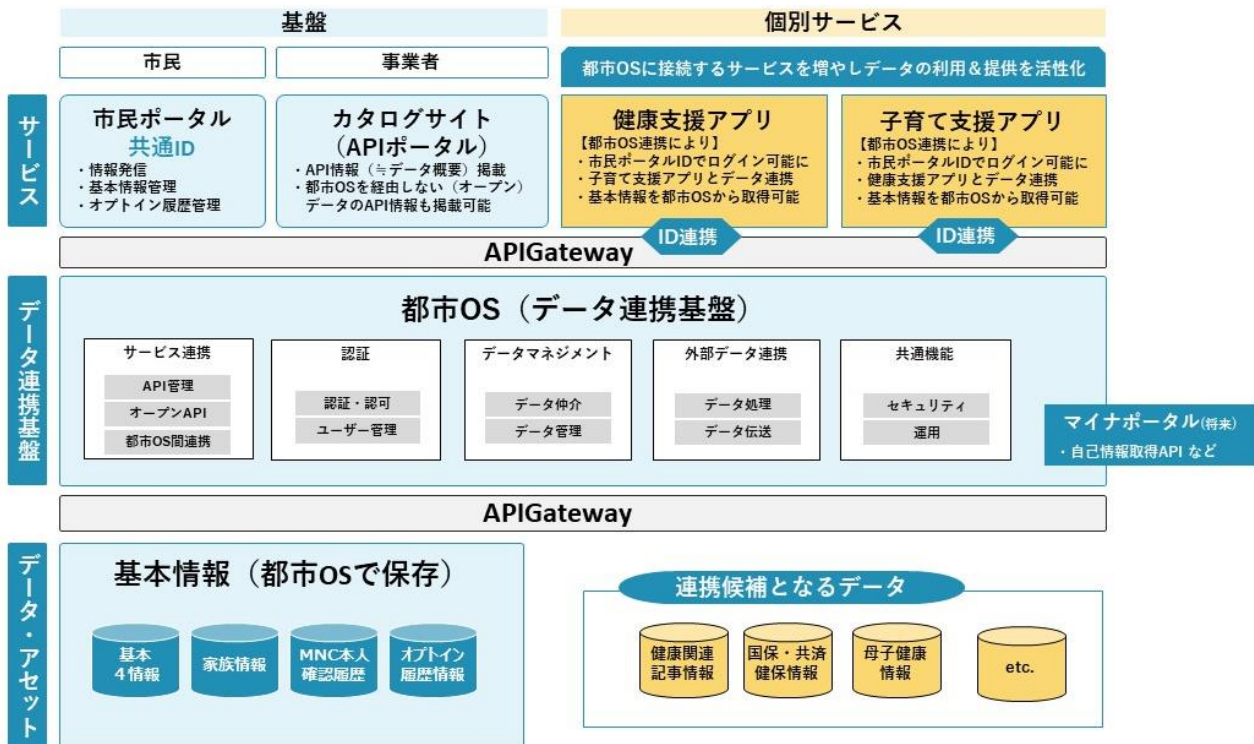
契約日の翌日から 2025 年 2 月 2 日までに構築を完了し公開（利用可能）すること。

※稼働（本格運用）開始時期に関しては市と協議のうえ変動する可能性があることを考慮しておくこと。

## 7. 前提条件

### (1) 全体機能構成

以下に、想定しているデータ連携基盤の概要を示す。



### (2) システム基本方針

- ア. 内閣府が公表する、「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー(第2版)」に準拠し構築すること。
- イ. 本業務は総務省の令和6年度「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」で採択された事業であり、実施要領に従い業務を行うこと。また、必要に応じて資料の作成等の対応を行うこと。
- ウ. セキュリティ要件として、「スマートシティセキュリティガイドライン (第3.0版)」もしくはそれに相当する法的規制 (例えば総務省・経済産業省 「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」 等) に準拠し構築をすること。
- エ. データ連携基盤は将来性を考慮したシステム環境が提供可能なパブリッククラウド上で、オープンソースである「FIWARE」等、標準的な技術を採用すること。
- オ. クラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、パブリッククラウド上にシステムを構築すること。
- カ. クラウドの基地局は日本国内とし、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービスであること。
- キ. オプトイン (事前同意) に基づき、パーソナルデータを扱うことができることとする。

- ク. マイナンバーカードを利用した公的個人認証が可能なこと。また、公的個人認証を行うサービスは国もしくは他自治体で有償導入実績を多数有するサービスを利用すること。
- ケ. データ連携基盤は特定分野に特化したものではなく、標準的で幅広い分野でのサービスで連携可能なこと。
- コ. データ連携基盤が扱うデータに関しては、政府相互運用性フレームワーク（GIF）またはデータ連携のための標準データセットに原則準拠していること。
- サ. データ連携基盤を広く活用するために API をウェブサイト等で公開すること。
- シ. データ連携基盤で管理されるデータに関しては特定の処理（匿名加工）を行ったうえでオープンデータとして提供することも考えている。ただし時期や詳細は未定とし、本調達に費用を含める必要はない。
- ス. 初年度に連携するサービスとして、次の各アプリ、システムを想定しており、各アプリ、システムとの連携をデータ連携基盤として行うこと。初年度での連携については、共通 ID の連携であり、データ連携に関しては本業務の対象とはしない。ID の連携に関してはデータ連携基盤の運用開始までに完了させ、また接続（各事業者との調整も含む）に係る費用に関しては本調達に含むものとする。（それぞれのアプリ等は市が別途調達、契約するものとする）
  - ・ 健康支援アプリ（DeSC ヘルスケア株式会社：kencom）
  - ・ 子育て支援アプリ（母子モ株式会社：母子モ）データ連携に関してはデータ連携基盤導入後に各事業者との検討を行う予定である。また、データ連携を行うための改修に係る費用は本調達には含めず、別途見積りの後に 2025 年度以降に行っていくこととする。
- セ. セキュリティ対策やバックアップ処理も含め、データ連携基盤の保守管理については、受託者が責任を持って実施すること。
- ソ. 将来的に生体認証（顔認証）機能、SMS 送信機能等の連携も検討しているため、受託者は今後の実装を目指し、市と協議を行っていくこと。

### (3) クラウド運用保守要件

- ・ 構築したデータ連携基盤に関して、内閣府の「事業継続ガイドライン」等を参考に安定した運用、体制を構築し、計画的なメンテナンスを除き、24 時間 365 日稼働が可能なこと。
- ・ サーバ利用型として、システム設置場所は日本国内のデータセンターとすること。
- ・ メンテナンスによる停止を行うのであれば原則 1 ヶ月前までに連絡を行うこと。
- ・ 火災や地震など災害時に停電等の対策が取られていること。
- ・ 定期的なバックアップを行い、障害時にはバックアップより復旧が可能であること。
- ・ 必要なログ（認証、ネットワーク、アクセス等）を適宜取得し、運用状況の確認、障害発生時、インシデント発生時には原因の特定が可能であること。
- ・ サービスのバージョンアップや機能の追加等に対応ができるよう拡張可能なこと。

### (4) セキュリティ要件

- ・ 暗号化、マルウェア対策等のセキュリティに関する設計を行うこと。
- ・ 可用性の確保や、冗長性構成とすることにより、高い信頼性を確保すること。

- ・ 利用者毎のアクセス制御を行うことにより、割り当てられた権限の範囲でのみ閲覧、操作が可能な仕組みとすること。

#### (5) 作業体制

本業務を迅速かつ確実に実行する体制を確保、提示し、速やかに市の下承を得ること。

### 8. 業務内容

データ連携基盤導入にあたり以下の工程にて構築作業を実施すること。また各工程が完了次第市に報告・承認を得ることとする。

#### (1) 市民ポータルサイト及び共通 ID 発行を含むプラットフォームサービスの構築

- ア. データ連携基盤の要件定義・基本設計
- イ. データ連携基盤の詳細設計
- ウ. データ基盤の開発
- エ. データ基盤の単体テスト
- オ. データ基盤の内部結合テスト
- カ. データ基盤のシステムテスト
- キ. データ基盤環境セットアップ
- ク. スマホアプリ開発・審査対応

#### (2) マイナンバーカードのデジタル認証・署名アプリとの連携

#### (3) 外部サービスとの ID 連携・データ連携

### 9. 個人情報等の保護

本業務の実施における個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」及び「一宮市セキュリティポリシー」を遵守すること。また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

### 10. 納入成果物

以下の成果物を提出すること。尚、納入成果物に関しては全て紙媒体及び電子媒体（DVD-R 等）にてそれぞれで 1 式ずつ、一宮市に納品を行うこと。また、形式に関しては、Word 形式や Excel 形式など編集可能な形式、PDF 形式を 1 部ずつとし、納入期限としては 2025 年 2 月 28 日までとする。

#### (1) プロジェクトに関する報告物

- ア. プロジェクト計画書（体制等含む）（初回打合せ時にも提出）
- イ. 全体進捗状況報告書
- ウ. システム別詳細スケジュール
- エ. データ連携基盤および市民ポータルサイトの構築に関する納入仕様書
- オ. 各種設計書
- カ. 各種テスト結果
- キ. 市民ポータルサイト設計書（画面デザイン、ワイヤーフレーム等）
- ク. 本事業の構築に関わるソースコード等

（既存知的財産権を除く）（電子データのみテキスト形式等）

(2) その他

- ア. 市民向け PR 資料
- イ. 各種議事録

## 11. 留意事項

本事業は総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」の交付決定を受けて実施するものであるため、業務実施にあたっては、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱にしたがって実施する。このため、受託者は以下の点に留意して事業を進めること。

- ・「令和 6 年度 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」への報告資料等作成にあたって、委託者の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。
- ・請負代金の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した外注様式を提出すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。

※提出時期及び様式は国の提示を待って指示する。

- ・受託者は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間は事務所に保管しておくこと。

## 12. その他

### 【成果物の取り扱い】

本業務における成果物は原則、市に帰属するものとする。ただし従前から保有している著作権等、詳細は市と協議のうえ決定することとする。

### 【再委託】

業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ一宮市が許可した場合は業務の一部を再委託できるものとする。

### 【その他事項】

業務の実施にあたっては、万全の体制によるものとし、システムの完全稼動に支障のないようにすること。

本業務に必要な手続き、書類の作成等は、受託者が自己の費用負担において、迅速且つ確実に行うこと。

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに一宮市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

## 第2章 システム要件

以下に構築を行うデータ連携基盤、市民ポータルサイトの詳細を示す。

### 1. データ連携基盤構築

#### (1) データ連携基盤の設計・構築

- ア. データ連携基盤の構築方針を説明したうえで、設計、構築を行うこと。なお、国の方針や、オープン技術の採用等についても十分考慮すること。
- イ. オープンデータだけではなく、パーソナルデータを含む官民の多様なデータの連携を実現するための基盤として、高いセキュリティレベルを維持しつつ、広範なデータを柔軟性高く流通できること。
- ウ. パーソナルデータの取扱いに当たっては、オプトイン（事前同意）に基づき流通させることを必須とすること。
- エ. 行政施策等に係る EBPM への対応など、将来的な機能拡張を視野に、今後の拡張容易性について考慮されていること。
- オ. データ連携基盤の ID はソーシャル ID、メールアドレスによる登録が可能なこと。
- カ. ソーシャル ID は Apple、Facebook、Google、LINE、Yahoo！等が利用可能なこと。
- キ. ID 登録時に利用者の情報（氏名、生年月日、住所、通勤・通学先、興味関心等）を登録可能なこと。またログイン用の ID も任意で登録可能とし、登録したログイン用の ID でデータ連携基盤、データ連携基盤と連携したアプリ、システムでもログイン可能とすること。
- ク. パスワード忘れの際の再発行機能を有すること。
- ケ. データ連携基盤と連携する各サービスにおいて、データ連携基盤の ID でログインする機能を実装した場合、ログインする利用者の情報（氏名、生年月日、住所、通勤・通学先、興味関心等）を同サービスに提供可能となる機能を実装すること。
- コ. 外部サービスとの ID・データ連携設計を行う際は、Open ID Connect などの標準的な連携方式を採用すること。
- サ. 本人確認機能としてマイナンバーカードでの本人確認が可能な機能を有すること。
- シ. データ連携基盤として各種サービスと API 連携ができ、また、使用量制限、速度制限など API ゲートウェイ機能も有すること。
- ス. データ連携基盤と接続するアプリ、システムとデータの連携が可能なこと。また、データの連携にあたりログ等でデータアクセスなどの履歴を確認可能なこと。
- セ. データ連携基盤が管理するデータに対し一宮市のデータとして判別できるよう管理することにより、今後別のデータ連携基盤と連携を行う際に適切なデータ管理を行えるよう考慮し、設計を行うこと。
- ソ. 一般的な通信プロトコルで別のデータ連携基盤や他システムと連携可能なこと。
- タ. データ連携基盤と連携する他アプリ、システムのライフサイクルを管理できること。
- チ. 外部から取得したデータをデータ連携基盤で活用、保存できる形式に変換可能なこと。詳細は市と協議のうえ決定する。また保存したデータへの適切なアクセス制御を行い、必要に応じて外部システムへデータを参照可能とすること。データの保存に関しては市と協議のうえ方針を策定していくこととする。
- ツ. データ連携基盤に接続するもの（ユーザ、他データ連携基盤、他システム、IoT デバイス等）に対し正しい接続相手であるか検証し、アクセス権限を与える機能を有すること。
- テ. データ連携基盤が行う通信、及びデータ連携基盤が管理するデータに対し、それぞれの秘匿性に応じて適切なセキュリティ権限や暗号化を行うこと。

- ト. データ連携基盤が許可していない通信をブロックするファイアウォール機能を提供すること。
- ナ. データ連携基盤へのユーザからのアクセス時に要求されるレスポンスは平常時 3 秒程度、ピーク時 5 秒程度を目安とすること。ただし国内からのアクセスを前提とする。

## 2. 市民ポータルサイトの構築

市民とデータ連携基盤とのタッチポイントである市民ポータルサイトを構築し、運営していくこと。市民ポータルサイトの構築にあたり市の現状を把握したうえで最も効果的な構築を行うこと。

### (1) 市民ポータルサイトの構築

- ア. ユーザインタフェースについては、市が要望するデザインに加え、利用者が見やすいデザインとして設計を行うこと。
- イ. モバイルファーストの観点に立ち、パソコン、スマートフォンやタブレットなど端末を意識したうえで作成を行い、また高齢者や障がいを持つ方の利用も考慮したユニバーサルデザインとすること。
- ウ. データ連携基盤で管理しているデータや公開されている地域のデータと連携し情報を表示できること。表示はユーザが見やすい状態（図やデザイン）で表示可能とすること。ただし、表示するデータの種類や方法に関しては状況を確認のうえ、市と協議し決定することとする。当初は連携するアプリ、システムのデータや、個人で設定した属性に応じた情報を表示させることを想定している。
- エ. 各個人が登録した属性や利用履歴などからパーソナライズされたサービスを表示できる機能を有すること。
- オ. ユーザによるオプトインの設定、データの連携履歴などの確認が可能で、またオプトアウト（本人の求めに応じた停止）が可能とすること。
- カ. 利用者に意見聴取やアンケートを実施するコミュニケーションツールとしての役割を担えること。また、市民から公の場で意見を投稿できる機能（一般的な電子掲示板のような機能を想定）では、禁止ワードを設定するなど、公の秩序を乱すような発言などは投稿できないよう対策を講じることが可能なこと。
- キ. サービスの追加、更新のお知らせや、市からのイベント情報など設定された属性に応じた情報を送信する機能を有すること。
- ク. ポータルサイトにてウェブサイト上の更新情報を配信する仕組み（RSS 等）を設定できること。
- ケ. ユーザが登録した属性情報は管理画面で確認、変更可能なこと。
- コ. 市民ポータルサイトの専用ドメインや IP アドレスの取得を行うこと。詳細は市と協議のうえ決定することとする。
- サ. 市の公式ウェブサイトより自動で取得できる情報を確認し、必要に応じて市民ポータルサイトにて活用を行うこと。
- シ. 操作説明会や研修等を随時行うこと。

### (2) 市民ポータルサイトアプリの構築

- ア. 市民ポータルサイトのスマートフォン向けアプリを導入すること。基本機能は市民ポータルサイトと同様とする。
- イ. 市民ポータルサイトアプリから市が指定したアプリの起動ができること。

- ウ. アプリは iOS、Android 両方に対応可能であること。詳細は市と協議のうえ決定することとする。
- エ. アプリ上から本案件でデータ連携基盤と連携した以下のサービスを起動もしくはブラウザソフトを使用し表示をさせること。
  - ・健康支援アプリ
  - ・子育て支援アプリ

### 3. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。

以上